

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

平成二十七年八月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年三月十二日奈良県指令中土第四七一―一号

平成二十七年六月十五日奈良県指令中土第四七一―一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年七月三十一日中土第六七一―三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市東坊城町五〇二番二の一部、五〇三番一の一部、五〇四番二、五〇五番三の一部、五〇五番五、五〇五番七の一部及び一〇五〇番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市東坊城町五〇番地の一

守金眞滋